

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601185 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700028 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 29 年 9 月 5 日、資格喪失年月日を昭和 31 年 10 月 13 日に訂正し、昭和 29 年 9 月から昭和 30 年 9 月までの標準報酬月額を 1 万 6,000 円、昭和 30 年 10 月から昭和 31 年 9 月までの標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 29 年 9 月 5 日から昭和 31 年 10 月 13 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月から昭和 28 年 6 月まで
② 昭和 29 年 4 月から昭和 33 年 1 月まで

C 社に勤務していた請求期間①及び A 社に勤務していた請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。

両社において印刷工として勤務していたため、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②のうち、昭和 29 年 9 月 5 日から昭和 31 年 10 月 13 日までの期間について、A 社において請求期間②当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員の回答及び陳述並びに同社従業員から提出された昭和 31 年 3 月 18 日に行われた同社従業員による D 県観光の際の集合写真に請求者が写っていることなどから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者と氏名の文字が一字、生年月日が 1 年異なるが、請求者と同様「E」姓である者に係る基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和 29 年 9 月 5 日、資格喪失年月日は昭和 31 年 10 月 13 日。以下「当該未統合記録」という。）が確認できる。

さらに、複数の従業員は、A 社では強制的に厚生年金保険に加入させていた旨回答しているところ、同社において昭和 29 年 9 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、営業とし

て勤務していた従業員は、請求者も当該従業員と同時期に同社に入社し、請求者は印刷工として勤務していた旨、また、請求期間②当時、「E」姓の従業員は一人だけであった旨陳述している。

加えて、A社において昭和30年9月10日に同資格を取得し、印刷工として勤務していた従業員は、請求者は当該従業員が入社した時点において既に同社に勤務していた旨回答している。

また、制度共通氏名索引照会回答票において、上記厚生年金保険被保険者記録の氏名及び生年月日と同一の被保険者記録は他に見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録と認められ、A社の事業主は、請求者が昭和29年9月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和31年10月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、昭和29年9月から昭和31年9月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和29年9月から昭和30年9月までを1万6,000円、同年10月から昭和31年9月までを1万8,000円とすることが必要である。

請求期間①について、C社に勤務していた従業員の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社に係る被保険者名簿により、同社は、請求期間①の後の昭和30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①は同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、請求者はC社の給与明細書を保有しておらず、同社に係る被保険者名簿により、同社は、昭和31年8月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社の事業主の所在は不明であることから、請求者の請求期間①における勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②のうち、昭和29年4月から同年9月5日まで及び昭和31年10月13日から昭和33年1月までの期間について、請求期間②当時にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、同社に入社後、3か月から6か月程度の試用期間があった旨回答している。

また、A社において請求者と同じ印刷工として勤務し、昭和31年12月から昭和32年7月までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員は、当該従業員が勤務していた期間に請求者は勤務していないかった旨回答している。

さらに、B社は、請求者の勤務を確認できる資料を保存しておらず、請求期間②当時の事業主の所在は不明であることから、請求者の勤務を確認することができない。

加えて、請求者は、A社の給与明細書を保有しておらず、B社は請求者に係る賃金台帳等の資料を保存していないことから、請求期間②のうち、昭和29年4月から同年9月5日まで及び昭和31年10月13日から昭和33年1月までの期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間②のうち、昭和 29 年 4 月から同年 9 月 5 日まで及び昭和 31 年 10 月 13 日から昭和 33 年 1 月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②のうち、昭和 29 年 4 月から同年 9 月 5 日まで及び昭和 31 年 10 月 13 日から昭和 33 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601226 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700025 号

第1 結論

請求者のA社における平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額を 34 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 7 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。請求期間にも賞与の支給があったので、請求期間の賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳（H18/07 夏期賞与）及び請求者から提出された給与振込口座の「お通帳未記帳取引明細」により、請求者は、同社から平成 18 年 7 月 7 日に賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額（34 万 6,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 7 月 7 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601212号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年 生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から平成 8 年 3 月 23 日まで

請求期間に A 社に勤務していたのに同社において厚生年金保険被保険者となっていない。一部期間に、勤務したことがない B 協同組合において厚生年金保険被保険者となっているが、A 社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において A 社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された平成 7 年 6 月分から平成 8 年 3 月分までの給料支払明細書には、事業所名として「A 社」と記載されており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求期間のうち、平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 23 日までの期間については、オンライン記録によると、請求者は、当該期間において B 協同組合で厚生年金保険被保険者となっていることが確認でき、同協同組合から提出された被保険者名簿に記載された請求者の資格取得年月日及び資格喪失年月日はオンライン記録と一致している上、上記の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、請求者の同協同組合での被保険者期間における各月の厚生年金保険料額と一致している。

また、A 社は、請求期間においては厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の新規適用年月日である平成 12 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 9 人のうち雇用保険の記録が確認できない一人を除く 8 人が、雇用保険の記録により、同日前から同社に勤務していたことが確認できるところ、このうちの 7 人が上記の新規適用年月日まで B 協同組合において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。なお、残りの一人については、

同協同組合における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

さらに、上記7人に照会したところ、回答があった4人全員が、A社だけに勤務していたが、社会保険はB協同組合において加入していた旨回答している上、そのうちの一人は、同協同組合において厚生年金保険被保険者となっている期間の給料支払明細書を保有しているが、当該明細書に記載されている会社名はA社である旨陳述している。

加えて、B協同組合の総務担当者は、A社を含む各小売店の従業員を、同協同組合で社会保険に加入させていた経緯があり、各小売店は、その従業員から社会保険料を控除し、当組合に納付していた旨陳述している。

これらのことから、A社においては、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる場合、B協同組合において被保険者資格を取得させる取扱いであり、請求者から提出された給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料は、請求者の同協同組合における被保険者期間に係る厚生年金保険料の被保険者負担分であったと考えることが妥当である。

したがって、請求期間のうち、平成7年4月1日から平成8年3月23日までの期間について、請求者のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成6年12月1日から平成7年4月1日までの期間については、請求者は、平成7年分給与所得の源泉徴収票を提出しており、上記の給料支払明細書から、A社における厚生年金保険料は翌月控除であったと推認できることを踏まえて、同源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を検証した結果、当該金額は、B協同組合において請求者の被保険者期間が確認できる期間のうち、平成7年4月分から同年11月分までの8か月間に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合算額に年間の雇用保険料等を加えた金額とほぼ一致していることから、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

さらに、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を保有しておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、上記7人のうち、A社における雇用保険の資格取得年月日とB協同組合における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同日となっている者は二人だけであり、残りの5人については雇用保険の資格取得後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成6年11月1日から平成7年4月1日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601227 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700026 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 30 日
② 平成 16 年 12 月 30 日

A社における請求期間①及び②の標準賞与額の記録が漏れていますので、調査の上、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成 25 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっています。元事業主に照会を行ったものの、回答を得られることから、請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書を保有していない上、請求者がA社の賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期限経過のため取引明細は提出できない旨回答していることに加え、請求者の請求期間①及び②当時の住所地を管轄する市役所は、当該期間に係る課税資料について、保存期限経過のため確認できない旨回答していることから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601259号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、平成元年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 1 日までの間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合っていない。当時、自身の標準報酬月額を遡って減額処理することに同意をしたことはないので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年 4 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から平成 2 年 11 月までは 53 万円、同年 12 月から平成 3 年 2 月までは 30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成 7 年 3 月 31 日付けで、平成 6 年 10 月 1 日、平成 5 年 10 月 1 日、平成 4 年 10 月 1 日、平成 3 年 10 月 1 日、平成 2 年 10 月 1 日及び平成元年 10 月 1 日の定時決定並びに平成 3 年 3 月 1 日、平成 2 年 12 月 1 日、同年 4 月 1 日及び平成元年 4 月 1 日の随時改定を取り消し、平成元年 4 月から同年 11 月までの期間は 6 万 8,000 円、同年 12 月から平成 3 年 2 月までの期間は 8 万円と遡って減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係るオンライン記録により、平成 7 年 3 月 31 日付け標準報酬月額が遡及して減額訂正されている者が請求者とその配偶者の 2 人であることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、請求者は、A社の経営状況について、平成 6 年頃から業績が悪くなり、厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。

加えて、請求者は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していない旨陳述しているが、請求者は、自身が A 社の代表者印を管理していた旨及び自身が社会保険事務に関する決裁の権限を

有していた旨陳述しており、複数の従業員の陳述から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなることについて請求者自らが従業員に説明していることがうかがえることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えるのが自然であり、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった請求者の同意を得ずに、無断で請求者に係る標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。